

天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

天理市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年 3 月天理市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、「旧姓も可」を「旧姓を用いることも可とする。以下同じ。」に改め、「住民基本台帳カード（注）、」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 13 号中「、この決定について不服があるときは」を削る。

様式第 15 号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）、」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

様式第 17 号及び様式第 18 号中「、この決定について不服があるときは」を削る。

様式第 24 号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）、」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

様式第 26 号及び様式第 27 号中「、この決定について不服があるときは」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。